

須賀川市社会福祉大会社協会長感謝表彰要綱

(趣旨)

第1 社会福祉に協力した功績顕著な者及び社会福祉活動が優秀な団体に対し、須賀川市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）がこれに感謝の意を表しようとするときは、この要綱に定めるところによる。

(感謝の方法)

第2 この要綱による感謝は、須賀川市社会福祉大会（以下「福祉大会」という。）の席上で行うものとする。

(感謝該当の資格)

第3 感謝は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから行う。

(1) 社会福祉活動に積極的に協力した個人又は団体。ただし、個人にあっては、社会福祉協議会又は施設経営法人、NPO法人（福祉分野）の役員等として6年以上在職した者

(2) 過去2年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動に定期的、かつ、積極的に取り組んでいる個人又は団体

(3) 共同募金、社会福祉施設又は社会福祉団体に多額の寄付をした個人又は団体。

①個人の場合は、金品10万円以上。ただし、複数年継続し、その合計が10万円以上となる場合も含むものとする。

②団体の場合は、金品20万円以上。ただし、複数年継続し、その合計が20万円以上となる場合も含むものとする。

2 前項の定めにかかわらず、厚生労働大臣、福島県知事、全社協会長、中央共募会長、福島県社会福祉大会会長、服部ケサ賞、社協会長の表彰又は感謝を受けたものはこれを除くものとする。ただし、前項第3号に該当する場合にあっては、この限りでない。

3 第1項第3号の寄付金額の合計額の算定にあたっては、福祉大会を実施する当該年の5月31日までに寄付のあったものとする。ただし、当該受賞歴がある場合は、受賞した翌年度から起算するものとする。

(候補者の推薦手続き)

第4 感謝に該当する候補者の推薦は、候補者の所属する組織及び団体の長が社協会長宛に行うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、社協会長は独自に候補者を推薦することができる。

3 推薦は別紙様式により行うものとする。

(審査委員会)

第5 社協会長は、感謝の候補者を選定するため、委員若干名をもって構成する表彰審査委員会を置くものとする。

2 表彰審査委員会委員の任期は1年とする。

(1) 感謝の候補者の選定に関すること。

(2) 本要綱の改廃に関すること。

(3) その他感謝に関する重要事項

(決定)

第6 社協会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、感謝受賞者を決定する。

2 社協会長は、受賞者を決定した時は、速やかに推薦者に通知するものとする。

(細則)

第7 本要綱に定めるもののほか、感謝等に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月15日から適用する。